

平成29年1月18日開催

高崎市第15回農業委員会

農業振興部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 3時00分 開会

◎開会の宣告

○部会長(小野関多吉) それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

着座にて進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから第15回農業振興部会を開会いたします。

まず、24番、鎌田博之委員、それから16番、加藤精一委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。また、質疑等は挙手し、許可を得て議席番号、氏名を名乗ってから行うようにお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、次第、第3の議事録署名委員、それから書記の任命を行いたいと思いますけれども、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、議事録署名委員には2番の津久井一義委員と3番、須藤勝彦委員にお願いいたします。それから、書記につきましては、事務局の發地主事を任命いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次の第4の議案審議に入ります。

議案第2号 平成29年度農作業労賃について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 事務局より説明させていただきます。次第2ページになります。議案第1号 平成29年度農作業労賃について。平成29年度農作業労賃について、別紙のとおり確認の上、審議を求めます。平成29年1月18日提出。高崎市農業委員会農業振興部会長、小野関多吉。

次第のほうめくっていただきまして、3ページのほうに皆さんから出していただいた作業労賃のほうをもとにつくらせていただいた平成29年度標準額のほうを載せさせていただいております。こちらのほうを読ませさせていただきます。

平成29年度農作業労賃協定標準額(案)高崎市農業委員会。

1、この金額は農業委員会が調査したものを平均したものです。実際のコレについては、本表を参考にお互いの話し合いで決めてください。標準額は消費税を含んでいます。また、機械の回送料は含んでいませんので加算してください。

2、標準額は、整理地を基準とし、未整理地や小区画地等の圃場の条件や、倒伏の刈り取り等の作業難易度により加算してください。

3、集落営農組織内の労賃は本標準額とは関係なく、各組織で決定した金額が優先します。また、地域での取り決めがある場合はそちらを優先してください。

4、1日は8時間とします。

ここから下、作業名と、あと金額のほうを読ませさせていただきます。また、金額に対しましては、前年対比等の比較をさせていただきます。まず、水稻作業です。耕起(ロータリー)6,727円、前年対比でマイナス243円となっております。代かき(1回)、こちらが5,827円ということで昨年よりも123円のマイナスとなっております。畦ぬり(片側機械塗り)

50円、こちらは前年度よりも1円のプラスになっております。育苗代(芽出し)366円、こちらは前年対比の4円マイナスとなっております。育苗代(緑化)688円、こちら前年対比3円マイナスとなっております。機械植(植付のみ)7,672円、こちら48円のマイナスとなっております。機械植(施肥田植、肥料委託者もち)9,660円、こちら270円のマイナスとなっております。畦畔管理につきましては、24円ということで前年と同額になっております。水田防除、こちら1,870円ということで前年よりも90円のマイナスになっております。続きまして、バインダー刈取、こちら8,446円ということで、前年度よりも6円のプラスになっております。自脱コンバイン(結束なし、カッター)、こちら1万6,836円で、前年度よりも234円のマイナスとなっております。自脱コンバイン(結束なわ請負者もち)1万7,440円、こちら前年対比でマイナス200円となっております。自走式脱穀機7,572円、こちら前年度よりも8円のマイナスとなっております。稲わら梱包等、こちら9,182円ということで、前年度よりも2円のプラスになっております。乾燥については898円ということで2円のマイナス、籾すりに関しましては758円ということで12円のマイナスです。乾燥・調整(籾すり)を含みまして、こちらが1,545円ということで前年よりも5円のマイナスになっております。

続きまして、畑に移ります。耕起(ロータリー)6,923円、前年度よりも277円のマイナスとなっております。桑抜根が3万4,285円ということで、前年度よりも635円ほど上昇しております。

続きまして、麦作業になります。耕起(ロータリー)が6,743円ということで、前年度よりも307円マイナス。続きまして、覆土(テラー)が4,220円、こちら前年対比増額になっております。

耕起・播種(ロータリーシーダー)が1万3,085円ということでマイナス665円。除草剤散布1,955円ということで115円のマイナスになっております。麦踏みに関しましては、1,836円ということで16円のプラス。バインダー刈取につきましては、8,331円ということで21円のプラス。自脱コンバイン(結束なし、カッター)1万6,710円ということで前年よりも150円のマイナス。自脱コンバイン(結束なわ請負者もち)1万7,338円ということで402円のマイナス。自走式脱穀機7,473円ということで、前年対比3円プラスになっております。梱包等9,142円、前年対比で18円のマイナスになっております。乾燥につきましては、836円ということで4円のマイナス。乾燥・調整を含めまして1,344円ということで、こちら14円プラスになっております。

また、人手間(農作業全般)1日当たり8,692円ということで、前年対比8円プラス。オペレーター賃金1時間当たり1,670円ということで40円のプラスになっております。ハンマーナイフ(草刈)につきましては、4,692円ということで298円のマイナス。シタケの駒植え請負(ドリル作業なし)が、1袋当たり700円ということで前年と同額になっております。また、運搬費につきましては、1,904円ということで、前年よりも136円のマイナスになっております。続きまして、除草作業(刈払機で行うものですが、こちら7,333円で、こちら今年度からできたものですので、前年対比はありません。また、遊休農地管理年3回、こちら2万5,229円ということで、こちらも今年度より新設しておりますので、前年対比はありません。

こちらからの説明は、以上になります。

○部会長 事務局の説明が終わりました。何か意見があったら伺います。

○6番今井委員 6番の今井です。この農作業労賃標準額というのはいつごろできたのだろうか、ちょっと覚えがないのだけれども。

それと、この中に果樹関係がないのだけれども、榛名地区や箕郷地区は結構果樹をやっている方が多いので、剪定だとか袋かけだとか、いろいろ仕事があると思うのですけれども、一応そういうのも載っていれば、参考になるかなとは思っているのですけれども。この中で麦作業のその次に人手間なんてあるので、この1日幾らだ、8,692円というのを参考にそういう手伝ってくれた人に払ってやるのだけれども、小和瀬さんなんか組合のほうでいろいろ頼んだりしていると思うのですけれども、ちょっと果樹関係が載っていないので、あれば参考になるかなとは思っているのですけれども。

以上で。

○部会長 事務局、その辺について。

○事務局 まず、いつぐらいからあるのかというお話だったのですけれども、済みません、ちょっとこちらについては、今手元に資料がなくてちょっとお答えができないので、次回にでも、ちょっと調べて報告できればと思っております。

○6番今井委員 その当時からどのぐらいこの賃金が。

○事務局 推移しているかの関係ですかね。

○6番今井委員 はい。

○事務局 それは調べさせていただきたいと思いますので。

○15番小和瀬委員 ちょっとよろしいですか。

○部会長 はい。

○15番小和瀬委員 これは、先ほどの中だと若干ずれているわけです。3年ぐらい前までは梅の収穫作業というのはあったのです。

○事務局 はい。

○15番小和瀬委員 あった。それと農作業とあったのです。その当時はまだ町村別に料金が出ていたみたいね。高崎市の箕郷は箕郷と、榛名は榛名ということで、これをちょっと記憶自体が。一本にしたでしょう、一本にしてからそれがなくなってきたので。しかも、名前は地区が幾つかに分かれていたのです。

○6番今井委員 記憶にはあったような気がするのです。

○15番小和瀬委員 記憶はあったのだけれども、冒頭に書いてあるように、あくまでこれは標準の参考値だから、あとは地域の実情であったり、相対で決めてくださいということですから、これって、個々に、先ほど言ったように、では田植えが幾らで、昼飯額が幾らで、単なる草刈りなり何なり一般の特に決まっていないその野菜の収穫や何か幾らだとか、細かくしていくとかなり細分化されてしまうわけです。農作業全般でよろしいかと思うのですけれども。

○6番今井委員 農作業全般にこれ人手間で、これを参考にすればよろしいということで。

○15番小和瀬委員 箕郷なんかもいろいろ難しいのです。難しいというよりは、昼飯を出す家と出さない家で。そう、そう。いや、俺は弁当を持ってきていないから、昼飯よと来る人にはそういう条件つきで来る人、昼飯を用意しなくてはまだそこへ行って。千円近く。

○6番今井委員 この人手間がね。それで、金額でこれを参考にしてくるぐらいにもらえば。ちょっとつけ加えて、高崎市はそれでやってくださいということで。

○部会長 いいでしょうか。

○6番今井委員 はい。

○部会長 これは、あくまで目標、目安ということですので、各地区でまた違う観点が出てくるとは思いますけれども。

そのほかに何かありますか。

はい、吉田さん。

○23番吉田委員 しょうがないと思うのですけれども、一応協定の標準額と出すのだったら、最後に事務局が調整して出したほうがきれいのような気がするのですけれども。お互いが話し合って決めてくれれば、くださいと書いてあるからいいのですけれども、一応農業委員会に標準額として出すのは1円までなのですから。個人的には100円単位ぐらいで切ったほうが案として出すにはいいような気がするのです。

○部会長 ちょっと事務局、その辺を。

○事務局 一応平均という形でとらせていただいておりますので、円単位を出させていただいたのですが、そうなりますと10円なり、20円なり違って来ることがございますので、委員さんの意見の中で10円単位にしたほうがいいのではないかという意見でございましたら、では当然その辺四捨五入という形でやらせていただきたいと思いますが、その辺ご検討いただきたいと思います。

○部会長 どうでしょう。いかがですか。

いいですか。

では、事務局検討するそうですので。

○4番依田委員 では、ここで皆さんに決めていただいて。

○部会長 それでは、皆さんに諮りますけれども。

○6番今井委員 前はこんなことはなされたのかい。出したのだけ。毎年、これは1円単位にまで。

○事務局 一応1円単位まで出させていただいている部分もございますので。はい。

○部会長 どうでしょうか。今この場で決めれば、来年のそのところに10円単位に直してくれる話になっていますけれども。

ほかはないですか。

○全員 なし。

○部会長 では、2つに1つだと思うのです。このままいくのか、それとも10円単位にするのか。どうでしょうか。では、挙手でやりますか。

○15番小和瀬委員 はい、いいですよ。

○部会長 では、このままでもうよいという方は挙手をお願いします。

(挙手)

○部会長 10円単位に改めるという方。

○10番井田委員 ちょっといいですか。

○部会長 はい。

○10番井田委員 10番、井田と申します。井田です。これは、あくまでも参考にして、その地域の人々がこれを参考

にして相手と決めるといことになれば。これは、10円単位、100円単位なら100円単位でもいいのではないかなと思うのですけれども。私の考えとしては10円ではなくて、100円単位で。これで決めるわけではないのですから、これはあくまで参考ですから100円単位でもいいのかなと思いますけれども。

- 部会長 また、井田さんのほうから100円単位にしたかどうかという意見が出てきましたけれども、では、続けて挙手で、10円単位に改めるという方は。

(挙手)

- 部会長 50円、または100円に改めるという方は。

(挙手)

- 部会長 今までの挙手の結果を見ますと、このまんまでという意見が多いようですので、とりあえずこのまんまでということはどうでしょうか。

- 全員 異議なし。

- 部会長 賛成多数ということで、このまんまでということをお願いします。

では、異議なしということで決めまして、第3回農政座談会の説明を求めます。

- 事務局 事務局より説明させていただきます。

議案書、4ページになります。報告第1号 農政座談会(第3回農業経営講座)について。農政座談会(第3回農業経営講座)の開催に当たり、その概要について次のとおり報告いたします。平成29年1月18日提出。高崎農業委員会農業振興部会長、小野関多吉。

次第の、議案書のほう5ページを開いていただきますと、こちらに参考資料として第3回農業経営講座の概要を載せさせていただいております。また、出だしのところに平成29年度となっておりますが、こちら、済みません、28年度の間違いでございますので、訂正のほうお願いいたします。

説明させていただきます。1、日時、平成29年2月13日月曜日、2時から行います。会場につきましては、1部、2部につきましては高崎市総合保健センター2階第1会議室、3部につきましては、高崎ビューホテルで行わせていただきます。

内容につきましては、第1部が農政座談会でありまして、5名の経営者の方から提言をいただきます。5名といたしますと、農業委員会提言者として高橋明廣委員、農業協同組合提言者として野口忠一氏、自立経営農家研究協議会提言者として小林薫さん、家族協定農家研究協議会提言者、酒井すづ子さん、認定農業者連絡協議会提言者、三木剛さん、この5名の方に提言をいただきます。

第2部につきましては、時事講演会といたしまして、群馬県地域興しマイスターより古館均司先生に来ていただきまして、「6次産業化の先駆けとして」という演題で講演をいただきます。

第3部につきましては、懇親会といたしましてビューホテルにて行います。こちらは、参加者負担金として3,000円お願いしております。

こちらからは、以上になります。

- 部会長 事務局の説明は終わりました。提言者については、前回の振興部会の中で高橋委員に決まっています

ので、ここで高橋さんのほうから報告をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○9番高橋委員 農業委員の高橋です。高いところからで申しわけありませんが、少しこれを読ませさせていただきます。

「農業に関する今昔」というようなことで、私のほうでは提言をまとめました。

それでは、議題のほうへ入らせていただきます。

私は、高崎市の東南部の田園、畑の平坦地で農業を営んでおります。戦後の農地改革により、大地主でも田んぼは1町歩、畑は5反歩の耕作者となりました。それでもお大臣様でした。田んぼには米と麦をつくり2毛作でございいます。畑には主に桑木を植え桑園としました。桑園の葉でお蚕を年間5回程度吐き、数人の人を雇って飼い、貴重な現金収入源としていました。

米づくりについても近所の人たちが手伝ったり、県外からストメといった女性を雇い入れまして田植え作業をしていました。米麦の収穫作業時にも近所の人たちの手をかり、取り入れ作業をしました。収穫した米麦は、国が農業協同組合を通じて供出ということで高額で買い上げておりましたので、安定した収入が得られました。大地主が所有していた余剰地は近所の人たちが大地主の小作人となって農業経営主となり、農業を続けていましたので、耕作放棄地の発生は少ない状況であると言えます。

しかし昭和40年代後半より、繭の値段の下落が始まり養蚕をする人が減りました。現在では当地区内では養蚕農家は皆無となっております。

また、その後農政改革等がありまして米麦も自由化となり売価も下がりましたので、農業一辺倒では生活が従来のようにできない状況となってきました。よって各大農家では後継ぎとなるべき長男等を勤め人にしたので、本格的に農業に従事する人間が減少しました。一旦勤めに出た人たちは農業に携わる時間が少なくなったと同時に親も年を重ねてきましたので、農作業を十分にやる気力もなくなっている状況です。中には何とか米づくりだけはやろうとしている人もいます。この農業があと何年やれるか時間の問題ではないかと思料されます。

一方小作人の人たちは、子供たちを勤めに出しています。農業のほかに牛を二、三頭肥育したり、豚の子取りや肥育して現金収入を得ていました。時代が変わり勤め人の収入が、徐々に上昇してきたため、家族収入が増加して生活が楽になってきましたが、小作人の人たちも年を重ねて少ない農地ですが農作業が難しくなり、家畜からも手を引く状況となりました。

このような問題を解決する手段としては、地域農業の担い手をどうするかが問題です。幸い当地区には、定年退職した人たちが数人集まって共同作業をして、耕作放棄地を極力減らすようにして頑張っていますが、これも限度があります。グローバルな経済構造の中、円安、円高等による原油価格の変動、現材料の高騰、農産物の輸入量の増加等により、農業資材の高騰で生産コストが上がり農業者の収入の減少は火を見るより明らかです。

12月9日TPPが参議院で可決されたと報道されました。米国のトランプ次期大統領の言葉が今後の農業政策が大きく影響するのではないか予断を許さない状況であり心配されております。今後国内生産の農産物の価格が不安定は状態であれば、農業資材等を製造販売しているJA等の機関と協力して、農業者の費用負担を軽くするような体制をつくることを希望します。

今後当地域の米麦中心の農業においては、第一に担い手の確保が絶対に必要となってきます。地域ごとに退職した人を中心に農業を勉強してもらい、就農活動をするか、JAに協力してもらい大管農グループを立ち上げ、米麦農業の維持を図るかであると考えます。簡単ではありませんが提案させていただきます。

次に若い人たちの米を主食とした日本の食文化が変化した、米食離れの問題です。最近の若者はパン食等に移行している傾向が見られます。子供のときから米に親しんでもらうために、現在学校給食は100%地元産米を使った給食を出していますが、さらに米の消費拡大が図られるような施策を市に要望します。

最後になりますが、これからの農業委員は、過半を認定農業者から選定するよう農業委員会法が改正されました。全ての認定農業者が適任者であるかは不明であると思いますが、新設された農地利用最適化推進委員と連携し、地域の声を反映した事業推進がとても大切ではないかと考えます。

以上雑駁ではありますが提言とさせていただきます。

ちょっと皆さんにお願いですが、この「農業委員会法が改正されました」の後に、「全ての認定農業者が適任者であるか不明であると思います」、これはちょっと問題の言葉なので削除していただければと思います。これは、本番のときには削除して読むような形にしたいと思いますので、よろしく願います。

ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございました。今高橋さんから読み上げていただきましたけれども、何か意見があればお願いいたします。

一部高橋さんのほうから削除してくださいという部分もありましたけれども、これは当日は削除した内容で報告するということから。

○6番今井委員 高橋さんが、最初に、懐かしい言葉が出てきたスートメと。地元のよくそいう言葉。実際どういう意味ですか。

○9番高橋委員 実際の田植えする、植える女の人をスートメと言ったのです。

○6番今井委員 そいうことかい。

○9番高橋委員 ええ。

○6番今井委員 年寄りがそいうように言っていたような気がした。

○9番高橋委員 これは新潟のほうから、主に新潟の女の子が来て、新潟にある、うちのほうはですよ。新潟のほうの女の子を集団で集めて、それでそれを田植えを植える人をスートメ、スートメといって。

○6番今井委員 聞いていたのだけれども。

○9番高橋委員 水の上をすいすいあれして仕事するという意味合いではないかな。

○部会長 ほかに何かありますか。

ほか、ないでしょうか。いいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 では、特になければ当日高橋委員から発表、報告させていただきたいと思います。

それでは、次に6番、その他に移らせていただきます。



その他で何かありますか。報告。

事務局。

- 事務局 事務局から報告をさせていただきたいのですけれども、わな猟についてのところなのですが、皆さんにご協力いただきまして、わな猟の試験の申請をされている方が、今事務局で把握している計24名の方がわな猟の試験を受けていただけるということですので、大変皆さんにご苦労いただきましてありがとうございました。

また、西部管理事務所のほうで、その24名とは別にもまだ参加者のほうがいるということで聞いておりますので、もっとふえるのかなというところで思っております。

こちらからは、報告、以上になります。

- 部会長 そのほかにないでしょうか。

なければ、次の7番の連絡事項に入りたいと思いますけれども。

連絡事項ある事務所。

どうぞ。

- 西部農業事務所次長(小西次長) 西部農業事務所農業振興課の小西と申します。いつもお世話になっております。お忙しいところで大変恐縮なのでございますが、少々お時間をいただきたいと思っております。

農業委員の皆様方におかれましては、それぞれの地域におかれまして、農地中間管理事業などを活用しました農地の集積集約化あるいは耕作放棄地対策、担い手の確保などさまざまな農業の課題解決を通じまして、地域の農業振興にご尽力をいただいておりますことに関しまして、この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。いつもお世話になります。

本日は、お手元に資料を1枚お配りをさせていただいております。平成28年12月31日現在の農地中間管理事業の貸し付けの実績がまとまりましたので、その結果につきまして簡単にご紹介させていただくとともに、また改めまして農地中間管理事業にご理解いただきましてご協力をお願いしたいということで担当係長から中身についてちょっとご説明を差し上げます。よろしく願いいたします。

- 西部農業事務所農業振興課(塚越係長) 西部農業事務所農業振興課の塚越と申します。大変お世話になっております。

では、資料のほう、農地中間管理事業貸付実績という1枚紙を配らせていただいたのですが、これについてちょっと補足をさせていただきながらちょっとお願いなどをさせていただきたいと思っております。

まず、この農地中間管理事業につきましては、スタートして3年になるところなのですが、農業委員の皆様のおかげをもちまして群馬県における貸付面積、マッチングまで至った面積は先月の12月末時点で874ヘクタールまでふえてまいりました。しかし、中山間地域を多く抱えております西部農業事務所管内におけるマッチング面積は63ヘクタール余り、そしてこのうち高崎支部が7.7ヘクタールほどとなっております、農地中間管理事業の活用が余り進んでいない状況にあります。原因としましては、農地の資産保有意識が強く、兼業農家の方が農地を手放さなかったり、また集落内に受け手となる担い手農家がない。また、中山間地域では借り手の希望を満たすような条件のよい貸し出し希望農地がなかなか出てこないなどの地域を取り巻く要因のほか、農地管理事業で見知ら

ぬ人に貸すことに抵抗感、不安感を持つ土地所有者の方がいたり、また貸付期間が10年、これについては5年の契約も可能なのですけれども、期間が長目であるために抵抗感を持たれて、基盤強化法による利用権設定または農地法第3条許可を選ばれる方がいらっしゃるということも耳にしており、さまざまな要因があることは私どもも承知をしているところでございます。しかし、政府はこの農地中間管理事業を強力に推進しているところでありまして、農林水産省においてもこの事業の実績を上げるために、例えば担い手農業者が農業用機械や施設などを導入する際に使える国庫補助事業で経営体育成支援事業というものがありまして、この事業には高崎市内の担い手農業者も例年応募しているところなのですけれども、この補助事業は農地中間管理事業の活用度の高い県を優先的に採択する仕組みに今年度から農林水産省が制度、仕組みを改めたところなのです。そして、群馬県の活用度なのですが、平成27年度末時点で全国の39番目ということで、この経営体育成支援事業においては、群馬県内の担い手農業者が大変不利な状況に陥っているところであります。また、農林水産省は、このような優先採択する事業を今後も拡大していく方向としておりますので、県といたしましては県内の担い手農業者の方が不利にならないように新規の掘り起こし等にあわせて、基盤強化法の利用権設定が切れる方に対しては、中間管理事業への切りかえを検討していただくように市町村の農政の担当課のほうへ協力をお願いしているところであります。

この農地中間管理事業の活用推進に当たりましては、地域の農業事情に精通されている農業委員さんの協力が不可欠であります。今月発行されました農家の友のほうを読ませていただきましたところ、依田会長さんの新年の挨拶の中でも農地利用の最適化への取り組みの重要性に触れられていましたけれども、農業委員の皆様におかれましては、このような農地中間管理事業を取り巻く状況もご理解いただきまして、農地の担い手を集積し遊休農地化を進めない。地域の農地を守るというために、引き続き農地中間管理事業とこの事業の周知と掘り起こしにご協力を賜りますように、ぜひよろしく願いいたします。

以上となります。

○部会長 ありがとうございます。

今、中間管理事業について説明がありましたけれども、何か意見ありますか。

はい。

○6番今井委員 6番の今井です。この農地管理事業で最低10年でしたっけ。契約が。それで、その10年の契約した中で、もし途中で10年経過しないうちに一部分を売買だ、何だとちょっとそんなことがもし発生した場合に一部分、では解約したいのだと、そういうときはできるのですか。

○部会長 はい。

○西部農業事務所農業振興課(塚越係長) まず、農地中間管理事業10年が基本ということになっているのです。やはり耕作される方のほうは、長い間安心して借りたいということがありますので、10年を基本としておりますが、貸し手と借り手のほうが合意すれば5年でも大丈夫ということになっております。そして、途中で解約ということなのですが、こちらのほうも利用権設定、農地法3条許可と同様な感じで、双方が合意すればその時点で解約が可能というほうに、そういうことになっております。

○6番今井委員 お金が貸したほうへ戻さない。その部分だけ返せばいい。同時解約すれば。

○西部農業事務所農業振興課(塚越係長) 10年で貸し付けが決まった場合に、農地の貸し手の方に機構集積協力金というのが出る場合がございます。こちらのほうは5年ですね、最低5年で国庫補助基金の返還というのがなくなりますので、そこまで行けば、その後途中で解約されてもやむを得ないということになってしまうと思いますが、5年の期間の場合、ちょっと調整が生じるかもしれないです。

○6番今井委員 中にはそのような心配している人もいますので、なかなか貸したいと、そういう人もいますのね。いろいろ迷っている人もいますので、ちょっと聞いてもらって、迷っている方もよろしくをお願いします。

○部会長 はい。

今は借り手の話ですよ。貸し手についてはどうなのですか。5年にいうと税金が2分の1になりますよね。3年間は2分の1。10年契約すると5年間は2分の1、こういう優遇制度があるのですけれども、貸し手の場合はどうでしょうか。やっぱりお金は、今の利用権と同じでその契約期間が終了しないと、計算して戻される。

○西部農業事務所農業振興課(塚越係長) 貸し手、農地の所有者のほうでよろしいですね。

○部会長 はい。

○西部農業事務所農業振興課(塚越係長) まず、農地中間管理機構では、群馬県農業公社が借りた場合、こちらのほう当初10年を基本に契約をいたします。場合によっては5年で契約ということもございますけれども、その期間は基本的に借り手側が途中で、例えば病気だとかもう耕作できないから返したいのだということで機構のほうへ農地を返したとしても、農業公社のほうは土地所有者の方からはもう10年ないし、5年で借り上げるという契約がございますので、その間は公社のほうがそのまま借り受けを継続をいたします。その上で公社のほうが新しい借り手を探すということになります。ですので、貸し手の方からすれば、そういった途中、急に返されるということはないわけで、そういったところはメリットの一つと考えられます。

○部会長 済みません、土地を出す、地主の方についてはそのお金を戻すといった話はないということですね。

○西部農業事務所農業振興課(塚越係長) はい。

○部会長 そのほかに何かありますか。

ないでしょうか。

はい。

○12番中澤委員 聞きたいのですが、貸し手の人が今農地のほうとしてはかなり高齢の人が多いです。その人がもしその10年のうち5年や3年で亡くなった場合はどう対処するのですか。

○西部農業事務所農業振興課(塚越係長) 基本的にはその相続人の方とやっぱり公社のほう協議をさせていただくということになります。基本的には契約がそのまま維持されますので、5年ないし10年ということで公社のほう借り続けるということは、貸していただくのを継続していただくことが原則となります。

○12番中澤委員 そうすると、地上権何か設定したら、そのかわりその貸借権という形が所有権にまぎってそこについていくものですよ。

○西部農業事務所農業振興課(塚越係長) 借り手の方が、例えばその相続した方がもうその土地を返してほしいといった申し出をすることは構わないのですけれども、その上でやはり実際借りて耕作している方、こちらのほうが同

意をすればその時点で解約ということが可能になります。ただ、借り手の方が、いや、今まで一生懸命もう土づくりをしてきているので、定められている10年間は借り続けたいのだということであれば、そちらの意思が尊重されるのではないかなと考えます。

○部会長 いいでしょうか。

そのほかにないでしょうか。

なければ、ほかに。

はい、どうぞ。

○農業公社事務局長(須川清孝) 高崎市農業公社の須川です。農業委員の皆様には日ごろより高崎市農業公社の諸事業についてご理解ご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、私どもの公社の開設しております市民農園についてご連絡を申し上げます。高崎市農業公社では市内に10カ所、210区画の市民農園を開設しておりますが、そのうちの5カ所、105区画が貸出期間が満了となります。新たに募集を行うものでございますが、募集の内容につきましては、2月1日号の広報高崎に詳しく記載されております。この場をおかりしまして、農業委員の皆様には事前にご連絡を申し上げるわけでございますが、その内容につきましては、石原鶴辺が11区画、台新田が21区画、中居町が19区画、双葉町が21区画、下之城が33区画の合計105区画でございます。

貸出期間が平成29年の3月1日から平成34年の1月31日までの4年11カ月でございます。費用につきましては、1平方メートル当たりが年間144円、基本1区画が50平米でございますので、年間にしますと7,200円ということでございます。詳細については、広報をごらんになっていただきたいと思っております。雑駁でございますが、以上でご連絡を終わりとさせていただきます。

○部会長 市民農園についての連絡ですが、何かありますか。

ほか、ないですか。

○全員 なし。

ないようですので、では、以上で全ての議事が終了しました。

◎閉会の宣告

○部会長 これをもちまして第15回農業振興部会を終了したいと思います。

ご苦労さまでした。

午後 4時05分 閉会